

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則に基づく公募委員選考実施基準

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則（平成19年寒川町規則第1号。以下「規則」という。）第9条第3項の規定に基づき、規則第2条に定義する審議会等の公募により選考される委員（以下「公募委員」という。）の選考の基準及び手順を次のとおり定める。

1. 選考基準

- (1) 公募委員の選考は、規則第8条に規定する公募委員応募申込書（以下「申込書」という。）、小論文又は面接のそれぞれの内容に基づいて、各選考委員が採点する方法による。
- (2) 採点における評価対象項目は次のとおりとし、各項目について、特に優れている（5点）、優れている（4点）、普通（3点）、あまり良くない（2点）、良くない（1点）の5段階により採点する。
 - ①申込書・・・住民活動の経験、応募の動機等
 - ②小論文・・・当該審議会等を所管する課等が提示する3項目、及びその他特に注目すべき点
 - ③面接・・・当該審議会等を所管する課等が提示する項目
- (3) 規則第9条第2項第3号に定める方法で選考する場合は、当該審議会等を所管する課等において、その方法に係る選考基準を作成し、あらかじめ選考委員会の承認を得て、(1)(2)に追加するものとする。

2. 選考手順

〈小論文による方法で選考する場合〉

- (1) 応募者ごとに氏名・住所・連絡先を伏せ応募者No.を付した申込書及び小論文の写しを、各選考委員に配付する。
- (2) 公募委員採点表（別紙1）により、各選考委員が無記名で採点する。
- (3) 応募者ごとに(2)の採点結果を集計し、公募委員選考表（別紙2）にとりまとめ、公募委員選考表及び公募委員採点表の写しを各選考委員に配付する。
- (4) 選考委員会は、公募委員選考表及び公募委員採点表の写しにより、応募者全体及び当該審議会等の委員構成等を総合的に勘案の上、選考予定人数の公募委員と次

点の者1人を選考する。ただし、次点の効力は選考された公募委員が委員に委嘱されるまでとする。

〈面接による方法又は規則第9条第2項第3号に定める方法で選考する場合〉

(5) 面接による方法又は規則第9条第2項第3号に定める方法で選考する場合の選考手順は、当該審議会等を所管する課等においてその都度作成し、あらかじめ選考委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この選考実施基準は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この選考実施基準は、平成27年8月20日より施行する。

附 則

この選考実施基準は、平成28年5月24日より施行する。

(別紙1)

公募委員採点表

(審議会等の名称：)

【応募者No. 】

評価対象項目	点 数				
応募申込書					
1 住民活動の経験、応募の動機等	5	4	3	2	1
小論文					
2	5	4	3	2	1
3	5	4	3	2	1
4	5	4	3	2	1
5 その他、特に注目すべき点	5	4	3	2	1
(点数を1とした場合の理由及び自由意見記入欄)					
得 点 合 計					/ 2 5

○ 採点基準

評価対象項目について、特に優れている（5点）優れている（4点）
普通（3点）あまり良くない（2点）良くない（1点）とする。

